

平成28年12月5日提出

熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成28年熊本地震の被災者に係る入学検査手数料等の特例）

- 3 平成28年熊本地震の被災者に係る平成28年度分の入学検査手数料及び平成29年度分の入学料について、市長が特に必要があると認めるときは、これらを減免することができる。
- 4 前項の規定により平成28年度分の入学検査手数料の減免を行う場合は、第5条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

平成28年熊本地震の被災者に係る入学検査手数料及び入学料の減免をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。